

PCSA アクションレポート（不正対策研究部会）

平成 30 年 9 月版

第 147 回不正対策研究部会

開催日時 平成 30 年 9 月 28 日（金）

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 部員 10 名、正会員オブザーバー 2 名、日遊協 九州支部 3 名、日遊協 4 名
オブザーバー 1 名、合計 18 名

出席者 <勉強会 講師>

戸田 正之 様 株式会社ダイナム 監査部長

<リーダー>

松本 浩 株式会社ヒカリシステム 設備マネジメントグループ メンテナンスチーム アシスタントマネジャー

<サブリーダー>

倉沢 隆志 株式会社ニラク 法務部 コンプライアンス担当

<部員>

金子 敦 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 リスク管理担当

梅野 唯行 株式会社合田観光商事 業務推進部 セキュリティ課 課長

磯本 一 株式会社キョウサン 営業部 課長

上野 誠 株式会社ヒカリシステム 設備マネジメントグループ メンテナンスチーム

春原 正愛 アメニティーズグループ（株式会社アメニティーズ） 監査室 係長

柏 信吾 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 主任

平井 信行 株式会社チアエンタープライズ 総務部 法務担当 Mgr

山本 謙 株式会社三永 営業部 業務推進課 係長

<正会員オブザーバー>

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

<日遊協 参加者>

九州支部 3 名、株式会社 ABC 1 名、日拓リアルエステート株式会社 2 名

アンダーツリー株式会社 1 名

<オブザーバー>

高石 隆一 様 有限会社ジャパン・セキュリティ・サービス 代表取締役社長

1) 内部通報制度 勉強会

講師：株式会社ダイナム 監査部長 戸田 正之 様

1. 内部通報制度とは

目的：公益通報者保護法を踏まえ、事業者が実効性のある内部通報制度を整備運用することは、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進に寄与し、ステークホルダーからの信頼獲得に資する等、

企業価値の向上や事業者の持続的発展にも繋がる者である。～民間事業者向けガイドラインより抜粋～

- ・組織の事情採用の向上
 - リスクの早期発見と解決
- ・コンプライアンス経営の推進
 - ステークホルダーの信頼獲得・企業価値の向上
- ・相談窓口の最後の砦
 - 他の社内組織でこぼれたリスク情報を拾い上げる

2. DYJH グループの内部通報制度

- ・内部通報制度の名称
 - ダイナムジャパンホールディングスグループホットライン
- ・内部通報制度設置時期
 - 2005年12月
- ・内部通報制度の窓口
 - 外部の弁護士に受付け窓打ちを依頼 ※通報手段：電話、メール、FAX、郵便
- ・調査担当 ※現地でのヒアリング調査を行う人員
 - 株式会社ダイナム 事務局健調査担当 5名、ゾーン人事労務担当 21名
 - 株式会社日本ヒューマップ 調査担当 4名
- ・内部通報制度の利用者の範囲
 - 役員、派遣社員等を含む従業員およびその家族
 - 取引先の役員、従業員
 - 退職者 ※在職中の案件に限る
- ・内部通報制度の調査件数および平均調査日数について
- ・内部通報制度の対象となる事例
 - 法令違反行為、規定違反行為、不正行為、ハラスメント行為、人事労務問題

3. 通報から改善までの流れ

- ・調査に当たっての注意点
 - ①通報者の要望（通報内容の開示範囲・調査手法）に合わせた調査を行う。
 - ②誓約書の取得
 - ③ヒアリングは店舗から離れた場所で実施
 - ④ヒアリングは業務時間外に実施
 - 通報者の保護を最優先とする
- ・事実認定の流れ
 - ①通報受付（弁護士）②初期連絡および担当者選定（事務局）③事前調査・証憑取得（調査担当者）④現地ヒアリング（調査担当者）⑤調査チーム内協議（事務局・調査チーム）⑥コンプライアンス責任者承認
- ・通報者へのフィードバック
 - 調査終了後の結果報告 受付窓口の弁護士より通報者宛の結果報告
- ・調査結果対応・フォローアップ
 - 通報者：調査後3ヶ月を目処に改善状況と不利益取り扱いの有無を確認
 - 非通報者：懲戒委員会への諮問、上長・関連部門からの指導

4. 内部通報制度のメリット・デメリット

メリット：店舗ぐるみや店舗の風習など内部からの解決が難しいものが解決可能

デメリット：調査の過程で通報事実を知らない人にも話が伝わってしまう可能性あり

5. 内部通報制度の浸透に向けた対応

・啓発活動内容

コンプライアンス教育（年 1 回）

各事業所にポスター掲示（1～2 年ごとに内容変更）

四半期報告書の開示

現場レベルにおける協議会での注意喚起

パワハラに関する実態調査

・浸透度の確認調査

コンプライアンス調査（年 1 回）

・ホットラインポスター

6. 内部通報制度による解決事例

・通報（改善）実績

・法令や既定違反として通報が挙がってくる事例

①業務違反 ②個人情報保護法 ③社内規定違反 ④その他

・解決事例

①手当不正受給 ②拾得金横領 ③設定漏洩

7. まとめ

不正対策研究部会でいうような不正事案（内部不正）は実際の通報ではそれほど多くない。むしろハラスメント系の職場環境の悪化が多く発生しており、業務の効率性が阻害されているケースが多い。今後の内部通報制度は、今まで以上にハラスメント対策にも重点をおいて運営を行っていくことが必要であり、その継続が企業価値や社会的信頼の向上に繋がっていく。

2) 内部通報制度 勉強会 振り返り

設定漏洩などの内部不正をどう発見するかというような、不正対策的な観点から内部通報制度について学ぼうと今回の勉強会を企画した。現状としては、内部不正対策の為というよりは、それ以外のハラスメント系などの事例が多い事が学べたとの意見が出た。また、内部通報制度の実際の事例を全従業員に公開している事には驚いたという感想も出た。また、匿名での通報は、通報者にとって気持ちが楽になる一方、調査を担当する側としては具体的に動けず、事象の対応解消につながりにくいという難点があるとの指摘もされた。

3) 最新ゴト情報・ゴト被害アンケート(8月)について

アンケート回答 8 社。セルゴト、糸付き玉、持ち込み、レート間移動、釘曲げなどで、被害件数 19 件、被害額¥463,842-、警察への通報回数 3 件、被害届申請 3 件、被害届受理 0 件となっている。セルゴトの事例では監視モニターでチェックした際の様子が語られた。また、発生している件数の多い釘曲げやどつきの各事例の情報を交換、注意するべき点などを確認した。

4) 11 月 拡大研究部会・勉強会 in 九州

一般社団法人日本遊技関連事業協会 九州支部 セキュリティ対策部会メンバーと現地の情報を交換、スケジュールの再確認と九州開催の関係者等の 9 月部会参加について検討した。

<スケジュール>

11月29日（木）

午後3時～午後5時 不正対策研究部会

午後5時30分情報交換会

11月30日（金）

午前10時～午前12時 ストアコンパリゾン

午後1時30分～午後3時30分 不正対策勉強会

5) 次回開催

第147回不正対策研究部会

平成30年9月28日（金）

11時～12時 内部通報制度 勉強会

12時～13時 ランチミーティング ※ 昼食、事務局手配

13時～15時 通常 研究部会（予定）

PCSA 会議室

以上